群馬県災害時受援・応援計画のポイント

令和4年9月群馬県危機管理課

1 総則

目 的

➤ 国や他の地方公共団体等からの支援を円滑に受入れるための体制(受援体制)を整備し、被災市町村等の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施

基本的な考え方

- ▶ 県や市町村の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための「人的・物的支援」を対象
 - (例)避難所運営、支援物資の受入れ、罹災証明の発行等
- ▶ 市町村を含めた県全体としての人的・物的支援を総合的に調整 特に初動期は、業務が逼迫する市町村への支援を重視

2 支援の受入れ・応援体制

受援・応援チームの設置

▶ 災害対策本部防災総括班に人的・物的支援の受入れを統括・調整する「受援・応援チーム」を設置

(防災総括班長:危機管理課長)

「チームリーダー」市町村課長 「サブリーダー」人事課長

[チーム員]市町村課・人事課職員の他、関係所属※から派遣

※危機管理課、食品・生活衛生課、ぐんまブランド推進課、地域企業支援課

《受援・応援チームの役割》

- 人的支援
- 県及び市町村における応援職員の必要人数の把握·要請·受入れに関して市町村や知事会等と調整
- ・ 市町村に対する県応援職員の派遣 等
- 物的支援
- 市町村への支援物資の必要数把握・調達・提供に関して市町村や知事会、協 定締結先事業者等と調整 等

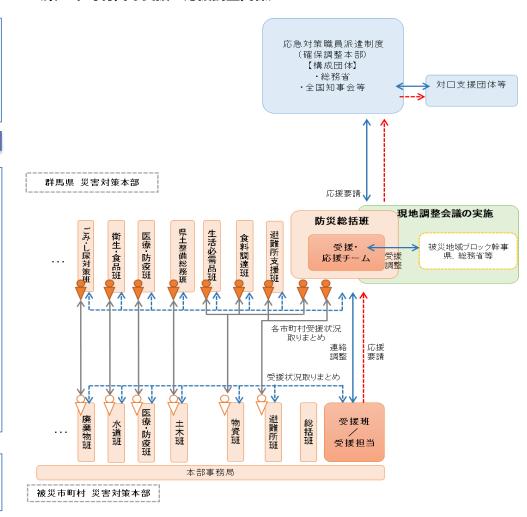
県連絡員の派遣

- ▶ 一定の基準に該当する場合は、被災市町村に県連絡員を派遣
- ▶ 行政機能の確保状況や被害情報の収集、応援必要業務の把握等を実施

防災業務経験者の活用等

▶ 防災業務経験者の登録制度を創設するなど、部局間の職員の再配置を行い、 災害対応業務の集中に対応

<県・市町村間の受援・応援調整関係>



3 人的支援の受入れ・応援職員の派遣

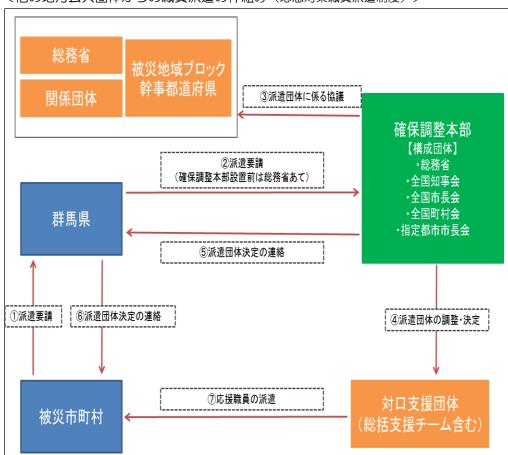
県応援職員の派遣体制の整備

- ▶ 行政機能が極度に低下した市町村に対し、要請を待たずに県職員を派遣
- ▶ 応援職員(マネジメント及び一般職)の選定・派遣手順をマニュアル化
- ▶ 応援職員候補者に対し、研修を実施

他の地方公共団体職員の派遣体制の整備

- ▶ 市町村への人的ニーズの把握・取りまとめ、応援職員の要請・受入れ・ 派遣について、手順や各種様式等を整備
- ▶ 応援職員に対する装備・資機材及び執務環境等の便宜供与

<他の地方公共団体からの職員派遣の枠組み(応急対策職員派遣制度)>



4 物的支援の受入れ・供給

支援物資の調達体制の整備

▶ 市町村の物的ニーズの把握・取りまとめ、支援物資の要請・受入れ・供給等について、手順や事前準備事項等を記載

輸送担当の設置

- ▶ 受援・応援チームが調達した物資を被災市町村に速やかに輸送するため、防災 総括班に県物資集積拠点の開設・運営、物資輸送を行う「輸送担当」を設置
- ▶ 輸送担当は、関係所属職員と外部の物流専門家で構成

物資集積拠点選定の手順

▶ 候補施設をあらかじめリストアップしておき、発災後、施設の被災状況等に応じ、 民間物流拠点施設→県有施設等の公的施設→県外物流拠点施設の順に確保

人員及び資機材の確保

- ▶ 物資の調達や輸送ルート等の連絡調整のため、輸送担当は職員を物資集積拠点に派遣
- ▶ 作業要員及び資機材は、民間物流拠点管理者や県倉庫協会等に要請

物資集積拠点の運営

- ▶ トラックの到着時間や物資量・種類、受入れ可能物資量等の情報を一元管理
- ▶ 市町村の負担軽減を図るため、大規模な避難所等への直接配送も検討

輸送手段、緊急輸送道路の確保

- ▶ 県物資集積拠点から市町村物資集積拠点又は避難所までの各区間ごとに輸送 要請候補者リストを作成
- ▶ 緊急輸送道路の検討において、県物資集積拠点候補施設を考慮

5 災害ボランティアの受入れ

手順等の明確化

▶ 県災害ボランティアセンターの設置の手順等を記載

6 訓練・研修

共同訓練・研修の実施

- ▶ 市町村及び関係機関と図上訓練等を実施し、計画の実効性を確保
- ▶ 市町村との合同研修等を実施し、受援・応援対象業務の理解を深化